件 名

25陳情第8号 「地方自治法第124条改正についての意見書提出」に 関する陳情 I

- 要旨 首記法律は議長への請願方法を定めており、議長に提出する前に中間検査に等しい議員の 紹介が必須です。これは請願者が町長へ直接提出できる請願との関係において、下記した歴 史を無視しているので議長から関係行政庁に意見書として法律改正を申し入れていただきた く陳情する。
- 1 内容: 掲記法律は町議会議員の紹介が議長への請願の要件であるが、町長への請願はそのような中間検査はない。この中間検査は請願者にとって負担であり、紹介議員の存在を消し去る改正は負担が軽減されるので公益になる。よって、同条文から紹介議員の存在を消し去る改正は公益に寄与すると関係自治法99条(意見書の提出)により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。
- 2 理由: 2.1(請願法に基づく)羽村市長への請願、たとえば「(区画整理審議会における) 職員の失態を市長は謝罪すべきに関する請願」(平成25年8月7日付け)は、私からの提出により 請願先にて受理された。これは瑞穂町の外での事実であり紹介議員等の中間検査は無かった。
  - 2.2 一方、議長への請願は、日本国憲法第94条(地方自治の原則)により地方自治法第124条に 従っている瑞穂町議会規則第86条(請願書の記載事項等)第2項により、「議員の紹介」を提 出要件としている。
  - 2.3 帝国議会衆議院委員会議録によると昭和22年3月22日第4回で「地方自治法案の審議にて、 第124条に意見無く」地方自治法の審議は終了した。この理由は2.4項の存在と推察される。
  - 2.4 大日本帝国憲法の第30条「---の規程に従い請願を為す事を得」及び第50条「両議院は----請願書を受くる事を得」に従って、議院法第十三章「請願」の第62条「---の請願書は議員 の紹介に依り議院之を受け取るべし」とある。この議院法は昭和22年5月3日に廃止され、同 日に地方自治法は施行された。
  - 2.5 即ち、2.4項の「議員の(お情けで哀訴[議院法第68条]を受け取ってあげる)紹介」は、大正6年の勅令である請願令によって更に重い存在となったため、天皇主権の遺物として検討されずに地方自治法に残された。しかし、現憲法は『主権在民』なので、ほぼ同時期に公布された憲法と請願法に従って地方自治法を紹介議員無しに改正すべきである。